独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社SRAホールディングス		コード	3817
提出日	2022/5/12	異動（予定）日	2022/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	成川匡文	社外取締役	○													○		有
2	大橋弘隆	社外取締役	○													○		有
3	藤原豊	社外取締役	○													○		有
4	山際貞史	社外監査役	○													○		有
5	北村克己	社外監査役	○													○		有
6	上野貴弘	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		成川匡文氏は、新規事業の開拓における幅広い見識と、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しており、当社におけるコーポレートガバナンス体制の強化が期待できることから独立役員として指定しております。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
2		大橋弘隆氏は、全社企画戦略及び新規事業開発部門において長年業務執行に携わり、また培ったメカトロニクス分野の技能を活かし大学の客員教授を務められる等豊富な経験と専門知識を有しており、当社におけるコーポレートガバナンス体制の強化が期待できることから独立役員として指定しております。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
3		藤原豊氏は、国家公務員在職時に培った経済産業分野等における政策の企画立案・実施、特に諸制度の創設・改正を通じた制度面の専門知識と豊富な情報通信分野の経験を有し、退官後も一般企業において経営活動に適切な助言や指導を行う役職を務めており、こうした知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しており、当社におけるコーポレートガバナンス体制の強化が期待できることから独立役員として指定しております。 藤原豊氏は、創業家の親族ですが、当社株式は直接保有しておりません。また、創業家は主要株主の基準である保有割合10%の基準にも該当しておりません。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
4		山際貞史氏は、会社の経営に直接関与し、幅広い見識と豊富な経験を有しており、客観的立場から経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、独立役員として指定しております。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
5		北村克己氏は、会社の経営に直接関与し豊富な経験を有するだけでなく、弁護士として企業法務に精通しており、当社における経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、独立役員として指定しております。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
6		上野貴弘氏は、電気通信分野の見識と豊富な経験を有しており、客観的立場から経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、独立役員として指定しております。 なお、親会社等、大株主企業、主要な取引先の出身者ではない等、また株式会社東京証券取引所の定める独立性の判断基準に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。